

〈チャイルドプロテクションへの取り組み〉

1. 民族、人種、皮膚の色、言語、宗教、意見、性別、社会的出自、能力の違い、知的・身体的障がいの有無に関わらず、全てのスカウトおよび青少年のかけがえのない存在としての価値を尊重する。
2. スカウトがその成長段階に応じて意思決定のプロセスに関与する権利の保証に責任を持ち、彼らが自らの成長に寄与できることを認め、支援する。
3. 本運動への成人指導者の登用に際して、チャイルドプロテクションを適用する。
4. スカウトに関わらず、指導者などの関係者による相互のいかなるハラスメントも行なわない。

〈行動規範として〉

1. 私たちは、スカウトにとって安全で安心できる環境を作り、あらゆる形の虐待や差別から青少年を守ります。
2. 私たちは、チャイルドプロテクションを理解し同意し、チャイルドプロテクションに取り組みます。

参 考

〈虐待の種類例〉

身体的暴力、心理的暴力、性的暴力、ネグレクト（養育放棄・無視）、搾取

〈国や地域の違いによって虐待と見なされる恐れのある行動例〉

* 日本では通常の実行として何気なく行なっていることでも、見方によれば虐待と疑われることがあります。日本の文化といえるような言動でも、国際的には虐待と捉えられてしまうこともあるので見識を高めると共に注意が必要です。

- ・ スカウトをひざの上に乗せて身体をさわる。
- ・ ほめるつもりで頭をなでる。
- ・ 指導しようとして大声で叱る
- ・ 体罰を与える。
- ・ スカウトの感情や自尊心を傷つける行為や発言や振る舞いを行なう。
- ・ 厳寒の中、半袖や半ズボンなど肌を出した姿のまま、戸外で活動することを強制する。
- ・ 宿泊を伴う活動で、男子スカウトと女子スカウトを同室（同テント）にする。
- ・ 保護者の了解を得ないで、スカウトと指導者が同じ部屋やテントに宿泊する。
- ・ 保護者の了解を得ないで、スカウトと指導者が一対一で閉ざされた部屋やテントで活動する。
- ・ 病気やけがの処置をせずに放置する。
- ・ 保護者の了解を得ないで投薬や処置を行なう（緊急時を除く）。
- ・ スカウトの近くで喫煙や飲酒をする。



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟